

確 約 書

Ichigo Trust（以下「甲」という。）及び株式会社ジャパンディスプレイ（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、乙第12回新株予約権の行使により甲が乙より取得する2021年3月25日発行予定の乙E種優先株式1,939株（以下「本件優先株式」という。）及び本件優先株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件優先株式の付与を受ける日である2021年3月25日から2年間において、本件優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件優先株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件優先株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 2 前項の規定は、本件優先株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3条 本件優先株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2023年3月24日までの期間については前2条を準用する。

第4条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

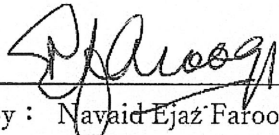
第5条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

乙：Ichigo Trust

Elgin Court, Elgin Avenue, P.O. Box 448, George Town, Grand Cayman, KY1-1106, Cayman Islands


By : Navaid Ejaz Farooqi

Partner/CEO

Ichigo Asset Management International, Pte Ltd.

丙：株式会社ジャパンディスプレイ

東京都港区西新橋三丁目7番1号

代表執行役 CFO 大河内 聡人

